

第2回 外国人技能実習制度自動車整備事業協議会 議事概要

議題1. 自動車整備事業における外国人技能実習に関する調査報告について

※資料2-1、資料2-2

- 外国人技能実習生が自動車の運転など「資格」を必要とする作業を行ったことがあるかの質問に対し、事務局より調査した範囲では、そのような実態はなかったこと、その理由は、現時点では、実習実施者の指導のもと、作業を経験することが主な技能実習となっており、外国人技能実習生が1人で難しい整備作業を実施するところまでは至っていないことが考えられると回答。
- 外国人技能実習生の一部が「残業をしたい」「仕事量が多いところに移りたい」と考えている事に関し、調査対象者の感触からすると金銭的な理由もあるだろうと説明。
- 調査した範囲では、外国人技能実習生は、Wi-Fi 環境を重要視していることが判明。実態について、協議会メンバーの監理団体から以下のとおり、発言があった。
 - スマートフォンやパソコンは、技能実習生が自国から持参してくる。
 - ホームシックが問題となった時期があった。
 - フィリピンはほぼ時差がないことから、技能実習終了後に家族とのコミュニケーションをとりたいというニーズが多い。
 - Wi-Fi 環境整備は必須となっている。
 - 通信費用は外国人技能実習生や実習実施者が支払うが、環境整備は、監理団体で支援することが多い。

議題2. 自動車整備技能実習ガイドライン（案）について ※資料3

- ガイドラインに盛り込む内容について、項目レベルの大枠で議論することとなった構成員からの意見は以下のとおり
 - 日本における自動車整備士が不足している中で、外国人技能実習制度の5年間で、日本での自動車整備の実地の経験や教育を受けて、自動車整備士を育てればよいと思う。例えば2級自動車整備士レベルまでの人材を育てるといった視点を国土交通省はお持ちか。
 - 技能実習完了時にどれほどの技能を持っているべきか、2級がよいのか3級がよいのか等、検討しなければならないが、少なくとも、ずっとタイヤ交換しかしないというのは本制度の趣旨に反する。また、特別な資格が必要な領域まで見込んでカリキュラム、ガイドラインを作るか、あるいは、もう少し手前で止めておくかは、議論する必要がある。
 - 目指すべき自動車整備士像については必要最小限なものを記載し、そこから先は選択制にすればよいのでは。
 - 実習実施者の手法によって修得できる技能等に差が生じることを懸念している。

- 安全面からの議論は必要だと考える。そこは「決め」ではなく、柔軟な表現で整理できればいい。
 - 外国人技能実習生として目指すべき道筋と、その後の自動車整備士として目指すべき道筋を決めて、外国人技能実習生が自ら選択できる仕組みになるとよいのでは。
 - 実態として、点検場から洗車場に移動させるなど、構内の運転がどうしても必要になることはある。このような場合に、実習実施者としては、構内の運転はさせたいという強い希望がある一方で、監理団体としての立場もあり、正直迷っている。ある程度ガイドラインで方向性を示していただければ、監理団体や実習実施者も判断しやすいのではないか。
 - 道路運送車両法では、分解整備は分解整備事業者がやることになっているが、分解整備を勉強する場合には、カットモデルやブレーキドラムの部分だけにしたモデルがあり、それを使った実習等を行っていると思う。このようなモデルを使った練習ならよいが、自動車整備士の資格を持っていない外国人技能実習生が、実際にナンバーが付いた車に対し、例えば車検整備の際にドラムを外す分解整備作業をするのは問題ないのか。最初には実習実施者が教えると思うが、そのうち1人でやらせることも当然出てくる。法律上、資格がなくても実施してもよい作業や禁止されている作業があったかどうか。分解整備事業者の工具であれば、指揮系統の下に作業をするのであれば問題ないのか、それとも個人として資格を有していないとできない作業があるのか、実習実施者は迷うところだと思う。
 - ➔ 道路運送車両法上、指揮系統の下に作業をするのであれば問題ない。認証工場として責任があるので、不備の際は、事業者として責任をとることになる。ただし、日本語が十分に理解できていない外国人技能実習生にどこまでの作業を任せてよいのか、共通理解が欲しいという問題提起であれば、ガイドラインの中に入れてもいいと思う。そういう問題提起をしていただきたい。
- 構成員の意見等を踏まえ、ガイドラインに追加する項目要望については以下のとおりに整理。（ガイドラインに追加するか、追加する場合の内容については、別途協議。）
- ※厚生労働省より、「資格が必要な技能」＝「外国人技能実習生が修得すべき技能」として位置づけられるものかの整理が必要と指摘があった。
- 自動車の運転を行わせることの可否、運転免許の取得を推奨するかの可否
 - 資格が必要な整備作業の実施についての可否

議題3. 今後の進め方について ※資料4

- 議題2「自動車整備技能実習ガイドライン（案）について」において、ガイドラインの内容について協議、整理する項目が多数あることから、提示している今後の進め方（案）のとおりに進めることは困難のため、改めて整理する。

以上